

# **一般令状処理マニュアル**

平成28年8月

八日市場刑事係

## 1 はじめに

- (1) このマニュアルは勾留請求以外の令状（逮捕状や捜索差押許可状など）請求の八日市場での取り扱いを記載しています。
- (2) 八日市場では、原則として簡易裁判所裁判官が行います。  
ただし、地裁の裁判官でないと処理できないもの（例えば通信傍受令状）もありますので注意してください。
- (3) 勾留状以外の令状には印が必要なので、必ず印を押してください。印は [REDACTED] にあります。
- (4) 事務処理上、疑義が生じた場合には、刑事係主任書記官、同係書記官、本庁直等に問い合わせてください。

## 2 用意する物

- (1) 受付印… [REDACTED]
- (2) 簡裁令状請求事件簿… [REDACTED]
- (3) 各種令状審査表… [REDACTED]
- (4) [REDACTED] … [REDACTED]  
  
[REDACTED]  
[REDACTED] 各種令状書式を使用して、ゴム印や手書きにより作成する。

## 3 請求

- (1) 警察署から電話連絡  
令状請求がある場合、事前に警察署から連絡が入る。  
連絡を受けた場合は、警察署名、令状の種類、通数、罪名、到着予定時刻を聞き取る。

裁判所への到着が、午後5時を過ぎるようであれば、本庁へ請求するように指示する。

#### (2) 裁判官へ連絡

午後5時までに請求があれば、当庁で処理することになるが、裁判官が当庁していない場合（勾留処理後に退庁した場合も含む。）は、警察から聴取した内容を裁判官に連絡し、登庁して処理してもらうことになる。

なお、本来は当庁で処理すべきではあるが、裁判官の都合により（登庁まで時間がかかる等の理由により）、本庁で処理することが相当な場合がある。その際は、警察署に対し、当庁で処理することが原則であることを踏まえつつ、その上で交通事情により処理に時間要することから本庁に令状請求するように促す。

### 4 受付・立件

#### (1) 請求書、捜査記録の受領

警察署から請求書と捜査記録（逮捕状の場合は、請求書副本も必要）が差し出されるので、できる範囲で形式的なチェックをする（日付、押印、宛先（八日市場簡易裁判所裁判官）の漏れなど）。

「令状請求メモ」（別添）に連絡先等を記入してもらい

██████████，警察には令状が発付されたら連絡する旨を伝え、その場は引き取ってもらう。

#### (2) 立件

請求書余白に受付印を押し、「簡裁令状請求事件簿」に日付・所属庁・罪名・被疑者名・令状の種別・担当裁判官を記載し立件する。

八日市場簡易裁判所処理の場合の事件符号は「る」となる。

受付印に符号と事件番号を記入し、受付印の傍らに認印を押す。

緊急速捕状請求の場合には、受付印に請求時間を記入する。

逮捕状請求書謄本にも受付印を押し、事件番号等を記入する（当庁では認印は不要としている。）。

※同種の令状が複数ある場合

捜索差押許可状など、同種の令状が複数請求された場合には、区別できるようにする必要があるが、その方法は、令状に事件番号を記載する方法で行う。詳細は「6 起案」参照。

## 5 審査

(1) 令状の種類に応じた「令状審査表」をもとに、令状を審査する。

※具体的には、[REDACTED]にある「令状チェックシート参考書式集」、  
[REDACTED]にある「令状事務講義案」、「犯罪事実記載の実務」などを参考にされたい。

(2) 疑問、疑義等がある場合は、速やかに、警察に連絡して確認するか、裁判官の指示を仰ぐこと。

## 6 起案

[REDACTED]を利用して、令状を作成する。

氏名が登録されてない司法警察員からの請求の場合、[REDACTED]

捜索差押許可状などで[REDACTED]

[REDACTED]また、別紙が複数ある場合

は、「別紙1、別紙2」と区別すること。

同種の令状が複数ある場合は、令状欄外（「請求者の官公職氏名」欄の下）

に「(●●号)」と事件番号を付記する（「令状チェックシート」（参考書式集）③検索差押許可状を参照のこと）。

## 7 決裁

起案令状と令状審査表をファイルに入れ、検査記録とともに裁判官に上程する。

なお、令状の訂正は別紙も含めて裁判官の印で行うことになるが、  
[REDACTED]

## 8 決裁後

(1) 裁判官押印・契印・訂正印・日付・被疑者名等を令状審査表に従いダブルチェックする。

(2) 警察に受領に来るよう電話連絡する。  
[REDACTED]

(3)  
[REDACTED]

(4) 令状及び検査記録を交付する。

※逮捕状請求書謄本は裁判所で保管する。

(5) 事件簿に受領印をもらう。

(6) 逮捕状請求書謄本及び令状審査表は、クリアファイルに入れて「日直用引継箱」に保存する（※各種ファイルに編綴する必要はない。）

## 9 却下の場合

(1) 裁判官から却下の指示がある。

(2) 請求書原本及び謄本に

「本件請求を却下する

理由

平成 年 月 日

八日市場簡易裁判所

裁判官

」

のゴム印を押す。

※ゴム印は、刑事係に設置されているものを利用する。

(3) 裁判官の記名印を押す。

(4) 理由は裁判官に確認して記載する。(必要性なし、逮捕の理由なしなど)

(5) 請求書原本に裁判官の押印をもらう。

(6) 「簡裁令状請求事件簿」の「発付」という不動文字を削除し、「却下」と記載する。削除した箇所には登載者が認印する。

(7) 警察に電話連絡し取りに来てもらう。

(8) 請求書原本、検査記録を返還し、事件簿に受領印をもらう。

※請求書謄本は裁判所で保管する。

## 10 撤回の場合 ※緊急逮捕は撤回できないことに注意

(1) 警察官から撤回する旨の意思表示

(2) 請求書原本及び謄本に

「撤回

裁判所書記官 ㊞」

と記載。※ゴム印はない。

(3) 請求書原本及び謄本に書記官の認印を押す。

(4) 「簡裁令状請求事件簿」の「発付」という不動文字を削除し、「撤回」と記載する。訂正印必要。

(5) 警察に電話連絡し取りに来てもらう。

(6) 請求書原本、捜査記録を返還し、事件簿に受領印をもらう。請求書謄本は裁判所で保管する。

※緊急逮捕は、すでに被疑者を逮捕しているから、その逮捕に対する判断が必要になるため、撤回をすることはできない。

以 上

(別紙第1)

令状処理に関する裁判所と警察署との関係一覧表

千葉地方裁判所刑事部 (平成18年3月27日)

平日の昼間、令状を 処理する裁判所	裁 判 所 に 対 す る 警 察 署
千葉地裁(本庁) 千葉簡裁	【県警本部】 【千葉中央】 【千葉東】 【千葉西】 【千葉南】 【千葉北】 【習志野】 【八千代】 【市原】
松戸支部 松戸簡裁	【松戸】 【松戸東】 【柏】 【我孫子】 【野田】 【流山】 【鎌ヶ谷】
木更津支部 木更津簡裁	【木更津】 【君津】 【富津】
八日市場支部 八日市場簡裁	【匝瑳】 【旭】
佐倉支部 佐倉簡裁	【佐倉】 【成田】 【成田国際空港】 【印西】 【四街道】
千葉一宮支部 千葉一宮簡裁	【茂原】 【いすみ】 【勝浦】
館山支部 館山簡裁	【館山】 【鴨川】
佐原支部 佐原簡裁	【香取】
市川簡裁	【市川】 【船橋】 【船橋東】 【浦安】 【行徳】
銚子簡裁	【銚子】
東金簡裁	【東金】 【山武】

## 令状請求メモ

月 日

警察署	担当者 部署・連絡先	被疑者	令状種別・通数	請求 時刻	備考	チェック	
						連絡	交付
	090-1234-5678 生安 ヤマシタ	千葉市郎ほか1	<input type="checkbox"/> 通達 通 <input type="checkbox"/> 検証 通 <input type="checkbox"/> 捜査 通 <input type="checkbox"/> 差押 通 <input type="checkbox"/>	10:18			
			<input type="checkbox"/> 通達 通 <input type="checkbox"/> 検証 通 <input type="checkbox"/> 捜査 通 <input type="checkbox"/> 差押 通 <input type="checkbox"/>	:			
			<input type="checkbox"/> 通達 通 <input type="checkbox"/> 検証 通 <input type="checkbox"/> 捜査 通 <input type="checkbox"/> 差押 通 <input type="checkbox"/>	:			
			<input type="checkbox"/> 通達 通 <input type="checkbox"/> 検証 通 <input type="checkbox"/> 捜査 通 <input type="checkbox"/> 差押 通 <input type="checkbox"/>	:			
			<input type="checkbox"/> 通達 通 <input type="checkbox"/> 検証 通 <input type="checkbox"/> 捜査 通 <input type="checkbox"/> 差押 通 <input type="checkbox"/>	:			